



情報(第 80 号)



令和 2 年 2 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

ひこにゃん：彦根藩主・井伊直孝に縁ある白猫をモデルとしている（令和 2 年 2 月 16 日）。

就業規則



1 就業規則の意義

企業内の規則が明確であれば、そこで働く労働者には安心感があり、それはすべての企業にとって重要なことです。そのために、あらかじめ就業規則を作成し、労働時間、賃金、人事・服務規律などについて規定しておくことが必要となります。これにより、労使間の紛争を防止することができ、かつ、労働者間の平等・公平化を図ることができます。

明るい職場を作りの第一歩ともいえます。

2 就業規則の作成義務

常時 10 人以上の労働者を使用する事業場では、就業規則の作成・届出義務があり、常時使用する労働者が 10 人に満たない事業場においても、就業規則を作成することはでき、ただし、作成・届出が義務ではありません。

前記労働者とは、正規従業員・パートタイム従業員、有期契約従業員などの雇用形態は問われません。ただし、派遣されている労働者は含みません。

3 就業規則の改正

当職では、就業規則を拝見する機会は当然多く、一見して「改正がなされていない」というものを見かけます。

法令改正があるため、一般論として就業規則の賞味期限は 2 年程度と考えるべきですし、また、企業内改革やある種の事件事故、労務管理上の気づきがあればその都度改正が必要となります。

4 就業規則の記載事項

就業規則には、必ず記載しなければならない事項として「絶対的必要記載事項」と、各事企業内で規則を定める場合には記載しなければならない事項となる「相対的必要記載事項」とがあります。

このほか、企業理念など、使用者において任意に記載し得る事項もあります。

(1) 絶対的記載事項

労働時間関係	始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項。
賃金関係	賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項。
退職関係	退職に関する事項（解雇の事由を含む）

(2) 相対的記載事項

退職手当関係	適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項。
--------	---

臨時の賃金・最低賃金額関係	臨時の賃金等(退職手当を除く)及び最低賃金額に関する事項。
費用負担関係	労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項。
安全衛生関係	安全及び衛生に関する事項。
職業訓練関係	職業訓練に関する事項。
災害補償・業務外の傷病扶助関係	災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項。
表彰・制裁関係	表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項。
その他事項	事業場の労働者全てに適用されるルールに関する事項。

5 企業と労働者の発展

絶対的記載事項とは、雇用契約における必須事項であり、当然の事項を定めるものです。使用者側からは、働いてもらうことの指示命令を出す根拠となり、労働者側からすると、労働する義務履行の条件がわかり、安心感を与える事項となります。しかし、やや無味乾燥的な内容とならざるを得ません。

これに対して、相対的事項には職業訓練（研修）、表彰、福利厚生部分があり、明るい職場作りにより貢献する事項といえ、企業と労働者の発展にはこちらで創意工夫をする必要があります。

このように考察すると、就業規則は作成義務と考えるよりは、よりよい雇用環境を構築するための手段と考える方がよく、10 人に満たない事業場であっても活用することを推奨しています。

6 就業規則の周知

就業規則は、作成して労働基準監督署へ届出ただけでは効力が生じず、労働者へ周知しなければなりません（労基法第 106 条第 1 項）。周知方法は、一人ひとりへの配付、労働者がいつでも見られるように職場の見やすい場所への備付け・掲示、又は電子媒体に記録し、常時 PC 画面等で確認できるようにしておくといった方法によります。

そして、就業規則の効力発生時期は、就業規則が前記方法によって労働者に周知された時期以降で、就業規則に施行期日が定められているときはその日、就業規則に施行期日が定められていないときは、労働者に周知された日と解されています。義務ではなく、明るい職場作りの一環と捉えていくことがよいのです。

当法人では就業規則の作成・改正の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>